

平成 26 年 11 月 25 日
健発 1125 第 6 号
薬食発 1125 第 7 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」の一部改正について

薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）における予防接種法の改正により、本日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に氏名及び生年月日を含む副反応報告がなされることとなった。それに伴い、予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 129 号）が本日公布・施行されたことから、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。以下「通知」という。）を別紙のとおり改正することとした。については、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを記されたい。なお、改正の概要は下記のとおりである。

また、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

記

1 概要

通知の 1 (1) に定める報告について、以下のとおり報告先を機構に変更すること。なお、1 (9) に定める報告については、従前どおりとすること。

旧 FAX 番号 : 0120-510-355 (厚生労働省健康局結核感染症課)

→ 新 FAX 番号 : 0120-176-146 (機構)

2 施行期日

この改正は、平成 26 年 11 月 25 日から施行すること。